

法務省説明資料

(規制改革推進会議 第5回スタートアップ・投資ワーキング・グループ)

令和6年2月27日

法務省民事局

1 定款認証制度関係

定款認証の見直しについて

現行制度・課題

- ✓ 株式会社など一定の法人は、設立に際し、**定款**（会社の根本規範）について**公証人の認証を受ける必要がある**。

※定款認証制度の主な機能：①会社設立後の紛争予防、②不正な会社設立の抑止、③マナー・ロンダリング対策

→ 定款認証について、手続に時間を要することや、公証役場への出頭など、**スタートアップの負担**になっているとの指摘。

<第17回規制改革推進会議（R5.10.16）での総理発言>

「**公証人による定款認証制度の見直し**など**スタートアップの成長環境の整備**などに関する規制改革の取組も急ぎ検討してください。」

R5.10以降の法務省の主な取組

- ✓ **喫緊の課題**との認識で**スピード感**をもち、手続の**大幅な迅速化や負担軽減**といった**改善策**を、制度の在り方と併せ、検討。

- ✓ R5.10 法務省に**有識者検討会**を立ち上げ。

→ 2か月で合計5回の審議を集中的に実施。

○委員：経済界、学者、専門資格者等（規制改革推進会議関係者を含む）計9名
○審議では、スタートアップ経験者、デジタルサービス事業者等のヒアリングも実施

有識者検討会の「**議論の取りまとめ**」を**R6.1.31に公表** [4頁]。今後、取りまとめを踏まえた実務的検討・調査を実施予定。

<R5.12～、新たな運用を開始（上記検討会の議論と並行して対応）>

運用上の新たな取組として、以下の2つの原則を導入 [3頁]。

48時間原則

- ✓ R5.12.26 スタートアップ向け「**定款作成支援ツール**」を、法務省の関与の下、日本公証人連合会が**公表** ※作成支援ツール：フォームに入力することで、定款を簡易・迅速に作成することのできるデジタルツール
- ✓ R6.1.10～、支援ツールを用いた定款の場合は、不備がない限り、申請から**48時間以内に認証手続を完了**させる新たな運用を、東京都・福岡県で**試行開始**（利用状況を見て順次拡大）

ウェブ会議原則

- ✓ 定款認証に必要な面前確認手続について、公証役場出頭型から、**原則ウェブ会議での実施に移行**（R6.3～）
※R5.12～、ウェブ会議の利用要件の緩和・範囲拡大を、先行して実施

〔参考〕現状（R4年）

ウェブ会議利用率
約**1割**



法務省による「定款認証の新たな運用」の取組状況

1 定款作成支援ツールの公開

- 小規模でシンプルな組織形態のスタートアップの起業ニーズに応えるため、**定款の作成を支援するデジタルツール**を初めて公開
 - ・ 法務省も関与し、日本公証人連合会ホームページでデジタルツールを、R5.12～提供（必要項目のみの入力・プルダウン方式）
 - ・ ツールを用いて作成した定款案は、**全国すべての公証役場で利用可能**
- R5.12の公開後、利用者の声を踏まえ、複数回のツール見直しを実施
- 民間事業者・資格者団体に、**二次利用のためのツールデータを積極的に提供**。民間利用の拡大によるUI向上にも期待

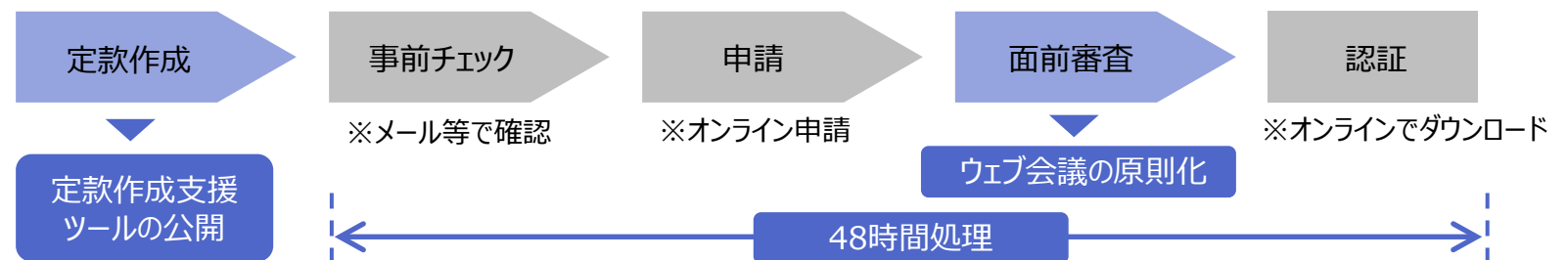
2 ツールを用いた迅速処理の試行

- 1の定款作成支援ツールを用いた定款について、**原則48時間以内に、定款認証手続を完了する新たな運用**を開始
 - ・ R6.1～**東京都・福岡県内のすべての公証役場**（56役場）で実施。平日夜間（20時まで）の審査対応も試行実施中
- 運用開始後、利用者の声を踏まえ、R6.2に運用を見直し（デジタル署名・デジタル完結のできない起業者も迅速処理を利用可能に）
- 起業検討中の方々に届くよう、**経済団体、スタートアップ団体、インキュベーション施設等**と連携して新たな運用の情報提供

3 ウェブ会議原則の導入

- 公証人の面前審査について、**利用者が特に希望等しない限り、公証役場に赴くことなくウェブ会議で実施することをルール化**
 - ・ **R6.3～全国すべての公証役場**で、ウェブ会議の利用を利用者に積極的に勧めて原則実施とするなど、統一的に運用
- 全国の公証役場でデジタルサービスを適切かつ安定的に提供できるよう、**法務省・法務局で指導監督を徹底**
 - ※法務省等で実施状況を調査するとともに、独自の苦情・相談窓口の設置を検討中

変更後の
手続の
イメージ



起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会 「議論の取りまとめ」の概要

■ 基本的方向性

- スタートアップ支援のため、株式会社の設立に必要とされる**定款認証について、起業家の負担軽減を図る必要**がある。

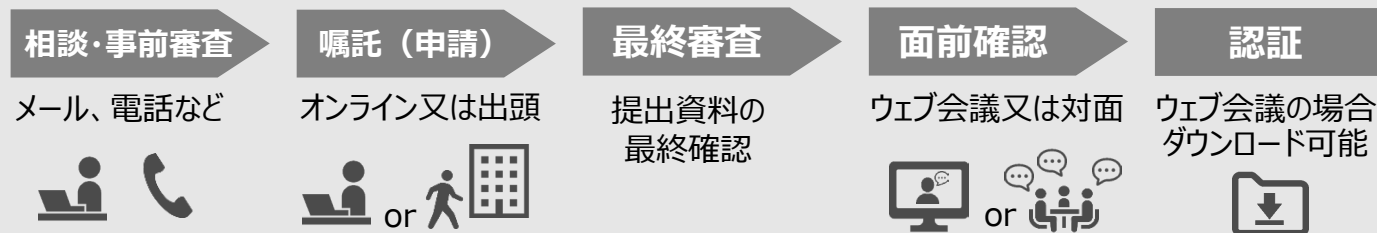
検討の進め方（ターゲット）

- 特に、「**小規模・簡易な組織形態で、早期の株式会社設立を望む起業家**」を念頭に、対応策を検討すべき。

検討の前提（株式会社の設立手続において果たされるべき機能）

- 独立の法人格を創出する株式会社の設立の在り方として、何らかの手段・制度で、**次の機能が果たされる必要**がある。
 - ① **定款・法人格の存立をめぐる紛争予防** ② **不正な起業・会社設立の抑止** ③ **マネー・ロンダリング対策**
 - **デジタルによる手法を最大限用**いることで、会社設立の負担軽減・効率化を図っていく方向に、多くの支持あり。
- ⇒ 上記①～③の機能が図られることを前提に、デジタル技術の活用も視野に入れつつ、定款認証制度の改善策・見直しと、
現行制度の代替手段の有無・可能性を、両面から併せて検討していくことが相当。

（参考） 現行の定款認証手続の流れ



（参考） 認証件数

年間約 **10万** 件（令和4年）

うち電子定款 約 **9万** 件
うちウェブ会議利用 約 **9千** 件

モデル定款の導入の是非

- 「モデル定款」の導入について、**メリット・デメリットなど、様々な観点から**検討。

< 「モデル定款」の導入に関する議論の結果 >

- 今後、現行制度・運用にない**「モデル定款」を作成可能な新たなシステム等の実現を目指す**べき。

→ 「モデル定款」の策定主体・策定方法・利用対象・利用条件等は、実務的な検討課題。

- - ・ **「モデル定款」を用いたファストトラック**（公開された「モデル定款」を利用した場合に、定款認証での負担軽減やサービス面のメリットを付与）の**早期実現**に向けて、必要なシステムの内容や利便性、メリット充実等の**具体的な検討・準備を進めるべき**。
 - ・ 併せて、**「モデル定款」を用いて一定の場合に認証を不要とする制度見直し**は、適法性の担保等の課題が指摘されるが、**今後考えられる1つの方向性**であり、システム・運用・制度上の課題の**調査検討を早期に進めるべき**。

面前確認手続の見直しの是非

- 現在の運用で普及していない**ウェブ会議システムの利用拡大**を図りつつ、更なる見直しの方向性について検討。

< 面前確認手続の見直しに関する議論の結果 >

- **デジタル技術等を用いて必要な情報提供**がされることにより、発起人の本人確認と真意（実質的設立意思）の確認が可能な場合には、**面前確認を省略することを可能とする制度見直し**を目指していく方向性が相当。



→ その方法としては、次のアプローチが考えられる。

- - ① **面前確認以外の新たな方法**（例：発起人の宣明動画の提供等）によって、**公証人が必要な確認を行う**アプローチ
 - ② **システム上で完結する確認手続**（例：eKYCの活用等）のみで**公証人の関与なく確認を行う**アプローチ

→ 今後、実務的な課題を踏まえて、具体的な手続・仕組みなど、**制度上の課題や有効に機能する仕組み・システム構築等の更なる検討を進めるべき**。

その他の改善点

- FATF勧告への対応等からも、定款認証時の**実質的支配者申告制度**は、一定の役割を果たしているが、その在り方は、今後も、**政府全体の検討状況を見定めながら、検討**すべき。運用面で、デジタル技術を用いた一層の利便性向上等の改善にも期待。
- この機会に、公証人による**面前確認の実施ルールの明確化**（実施手段、疑義が生じた場合の対応等）を図るべき。その際には、起業家の負担が過重されないよう、実態も踏まえた検討が必要。



■ 今後の取組の在り方・フォローアップ等

- 今後の取組では、早期に実現すべき課題と検討調査を進めるべき課題の双方で、経済界、専門資格者団体、消費者団体等の**各方面の意見等を的確に反映し、法務省を中心にスピード感ある早期の対応**を進めるべき。
- 改善の期待が高まっている中、**本取りまとめの方向性の推進を求める**。今後の取組では、手続・論点ごとの見直しのほか、**見直し相互の連携**、さらには、定款認証制度そのものの在り方などをも視野に入れた検討も求められる。
- 今後、**取組状況のフォローアップや実務的検討を行うべき**。デジタル技術の進展、諸外国の動向等を踏まえた更なる対応も課題。

定款認証制度の概要

定款とは

定款：会社の根本規範。会社の商号、目的、出資関係、機関設計などについて定めが置かれる。

→ 株式会社など一定の法人は、設立に際し、定款について**公証人の認証を受ける必要**がある。

〔参考〕認証件数
年間約10万件
(電子定款：約9万件)

定款認証の主な機能

1

定款や法人格の存立をめぐり紛争の予防

- 定款の存在及び記載内容の明確性を確保
- 定款の内容が会社法等の関係法令に違反しないか、適合性を審査

2

不正な起業・会社設立の抑止

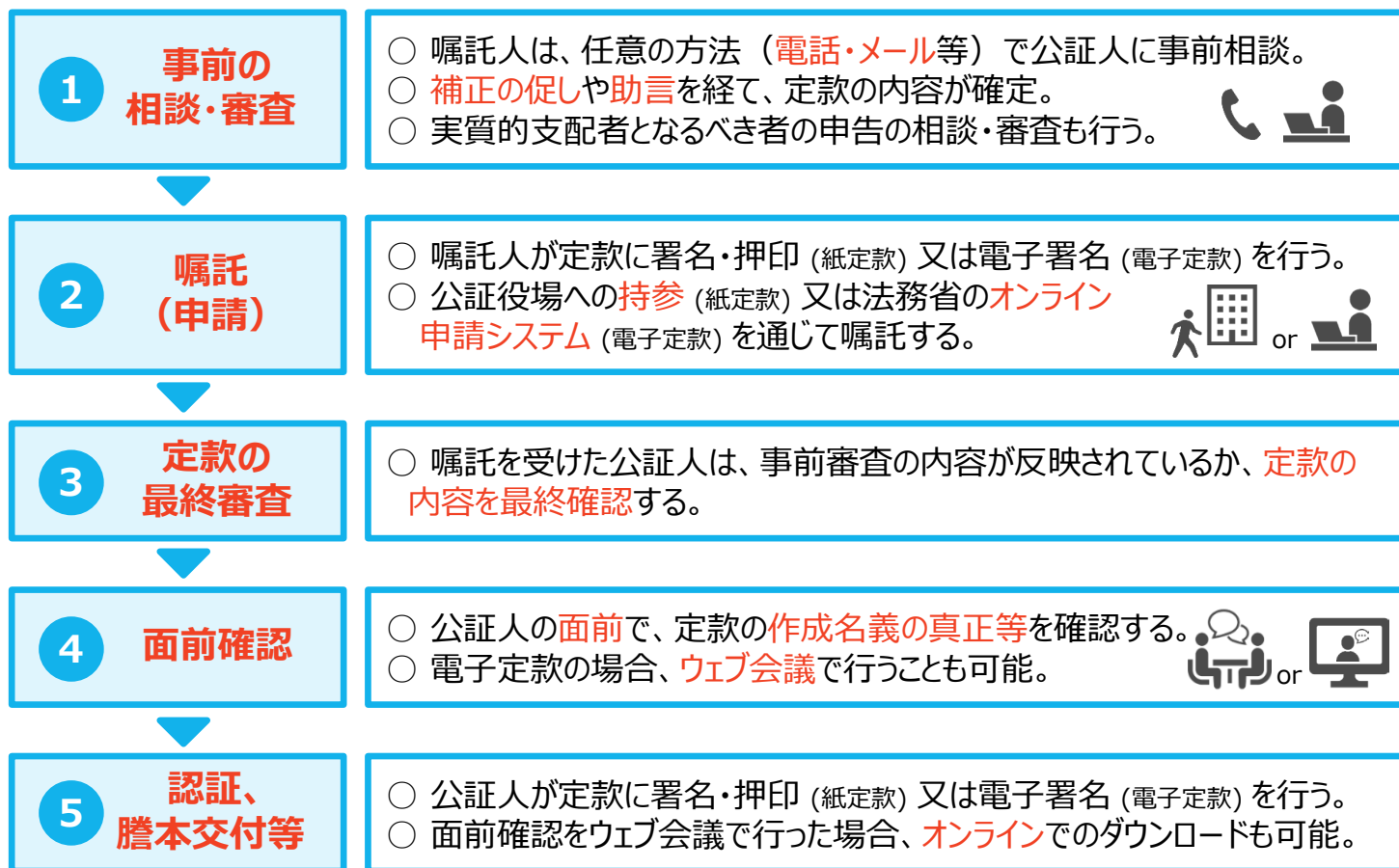
- 発起人の**実在・設立意思**を確認
→ **成りすまし・名義貸し**等による会社設立の防止
- 発起人の会社設立の**真意**を確認
→ **違法・不正な目的**での会社設立の抑止

3

マネー・ロンダリング対策(実質的支配者の把握)

- FATF対応のため、囑託人に、法人の**実質的支配者**となるべき者の**申告**を求める
- 対日審査(2021年)で**FATF審査団**から**ベストプラクティス**と評価。フォローアップ(2023年)で**評価格上げ**。

<定款認証手続の流れ>



公証人は定款認証に際して、以下を中心に審査する。

✓ 定款の適法性・他法令との整合性・明確性
(公証人法26条、60条等)

✓ 発起人の実在や会社設立の実質的意思を有するかどうか
(公証人法26条、28条、31条、60条等)

✓ 定款・設立等につき発起人が相当の考慮をしたかどうか
(公証人法施行規則13条1項)

等

定款認証の実務の実態

定款認証制度に関する実態調査

<調査の概要>

定款認証の実態を**定量的・客観的**に把握するため、**一定期間中**（R5.1.16～R5.3.31の2か月半）の定款認証事件**全件**を対象として、公証人と利用者の**双方**に対して、法務省がアンケート調査を実施。

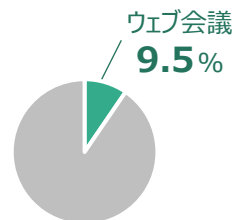
* 回答総数 → 公証人：21,783事件 / 利用者：5,228事件（発起人：1,649事件、専門資格者：3,579事件）

<調査結果>

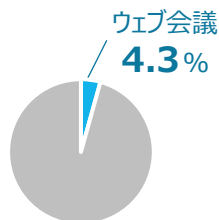
ウェブ会議の利用率は、1割程度

Q 面前確認の方法を選択してください。

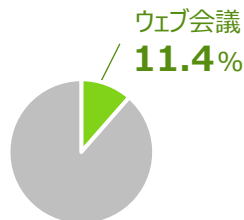
公証人の回答



発起人の回答



専門資格者の回答



面前確認の**予約**は、9割以上が希望どおりの日に予約をとれた一方で、**1週間以上後**になったものも**少数だが存在**

Q 面前確認の予約の際、希望どおりの日に予約をとれましたか。

発起人の回答



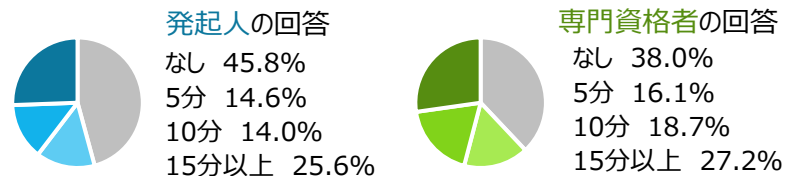
専門資格者の回答



定款認証制度に関する実態調査（続き）

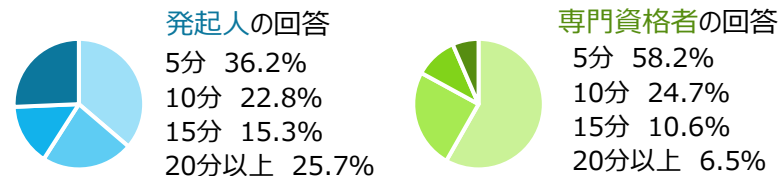
公証役場での**待ち時間**は、**なしが4割**前後。
他方、**15分程度以上も3割**程度。

Q 面前確認での待ち時間はどれくらいでしたか。



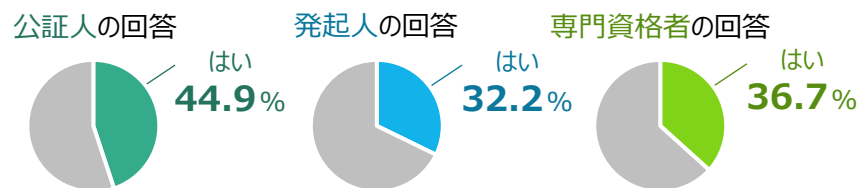
面前確認の**所要時間**は、**5分程度**が最も多い。
他方、**発起人**の場合、**20分程度以上が25%**を占める。

Q 面前確認での所要時間はどれくらいでしたか。



定款案につき公証人が**指摘を行った事案**は、**3～4割**程度

Q 定款案について何らかの指摘を行いましたか（指摘を受けましたか）。



<回答のあった、指摘事案の一例>

- 会社の目的として**法令上不相当な事業**が記載されていたもの
- **会社法令の規定に違反**するもの
- 定款の中での規定相互に**矛盾**が生じているもの
- 嘱託人の**意思に沿わない内容**となっていたもの
- 嘱託人に対し**基本的な考え方を丁寧に説明**しながら、嘱託人の意向に沿った定款案になるよう指導したもの

定款認証制度に関する実態調査（続き）

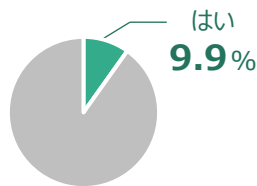
2か月半の調査期間中に、認証に至らなかった事案は、99件（約0.5%）

<回答のあった事案の一例>

- 商号に著名人の氏名を無断で使用しようとしたもの
- 業法に反する商号・目的となっているものについて、その旨を指摘したところ、その後、嘱託がなかったもの
- 登録済みの印鑑証明書どおりの印鑑を用意できず、印鑑登録をし直すこともできないとして、認証に至らなかったもの
- 定款に法令に反する規定が多数あり、その修正を教示したが、その後、嘱託がなかったもの
- 実質的支配者の資料の提出を求めたものの、提出を拒否され、その後、嘱託がなかったもの

過去に不正な起業が疑われる事案を経験した公証人は、9.9%

Q（公証人に対し）これまで、不正な起業（成りすましによる会社設立や違法・不当な目的での会社設立）が疑われる事案はありましたか。



<回答のあった事案の一例>

- 本人確認資料や未成年の会社設立に関する同意書などを求めると、「そんなことはできない」などと断られ、認証に至らなかったもの
- 本店を偽ろうとしたもの
- 誤認を生じさせる商号を用いようとしたもの
- 出資額が疑わしいもの
- 法律に反する事業を行おうとしたもの
- 法人を不正に売却する目的で設立しようとしたもの

2 公証人制度關係

公証人制度の概要

「公証人」という機関を設けて、一定の事項を証明させる制度

根拠法：公証人法
(明治41年法律第53号)

公証人の数：506名

(前職内訳)

法曹有資格者

判事：136名

検事：206名

弁護士：4名

その他：1名

法曹有資格者に準ずる者

法務事務官：124名

検察事務官：25名

裁判所事務官：7名

司法書士：3名

公証役場の数：286か所

(R6.2.1現在)

法務大臣

任命

監督

公証人

- ◇ 国家公務員法上の公務員には当たらないが、法務大臣により任命され、国の公務である公証事務を取り扱う。→ **実質的意義の公務員**
- ◇ 国から給与等の公費は一切受けず、政令で定められた手数料収入のみにより個人事業主として**独立採算**で事業を営む。
- ◇ **守秘義務・職務専念義務・嘱託応諾義務**を負う。

- 公証サービスは、私人間の予防司法のため、不可欠なインフラ
- 公証人は、国民にとって全国均一（ユニバーサル）の司法サービスの担い手
- 公証事務には、高度な法的知識が必要
→ 原則、法曹有資格者（裁判官・検察官・弁護士）から任命
- 公証人は、利用者から受け取る手数料で、公証役場を経営

公正証書の作成

契約その他の法律行為等について、**証明力の高い証書を作成**する。

* 金銭消費貸借、売買、賃貸借、遺言等

私署証書・定款の認証

私文書や会社設立時に作成する定款について、**作成名義の真正性を証明**する。

確定日付の付与

私文書の確定日付を付与し、**その日付における文書の存在を証明**する。

* 債権譲渡の対抗要件等

法律の専門家として、違法・無効な内容のものでないかどうかを審査する。

国民の私的紛争の防止、私的な法律関係の明確化・安定化を図る。

公証サービスの利用状況等

公正証書の作成（年間約24万件）

- 少子高齢化・家族の多様化を反映し、近年、遺言(年間11万件)、離婚関係(年間3万件)等のニーズが増加傾向
- ビジネス面では、事業用定期借地権、区分所有建物の規約設定など、法律専門性・困難度の高い案件に対応
- 遺産分割協議、パートナーシップ契約や、「紛争時のベストエビデンス」としての利用など、新たな分野のニーズにも対応

定款の認証（年間約10万件）・私署証書の認証（年間約19万件）

- ウェブ上での電子公証サービスを用いた、電子定款のオンライン嘱託サービス等を提供中（オンライン利用が全体の約9割）
- 面前確認について、公証役場に赴くことなくウェブ会議の利用可能。定款認証では、ウェブ会議利用を原則化（R6.3～）
- 利用者は、共通のオンライン申請システムからログインして、全国すべての公証役場で電子公証に対応可能

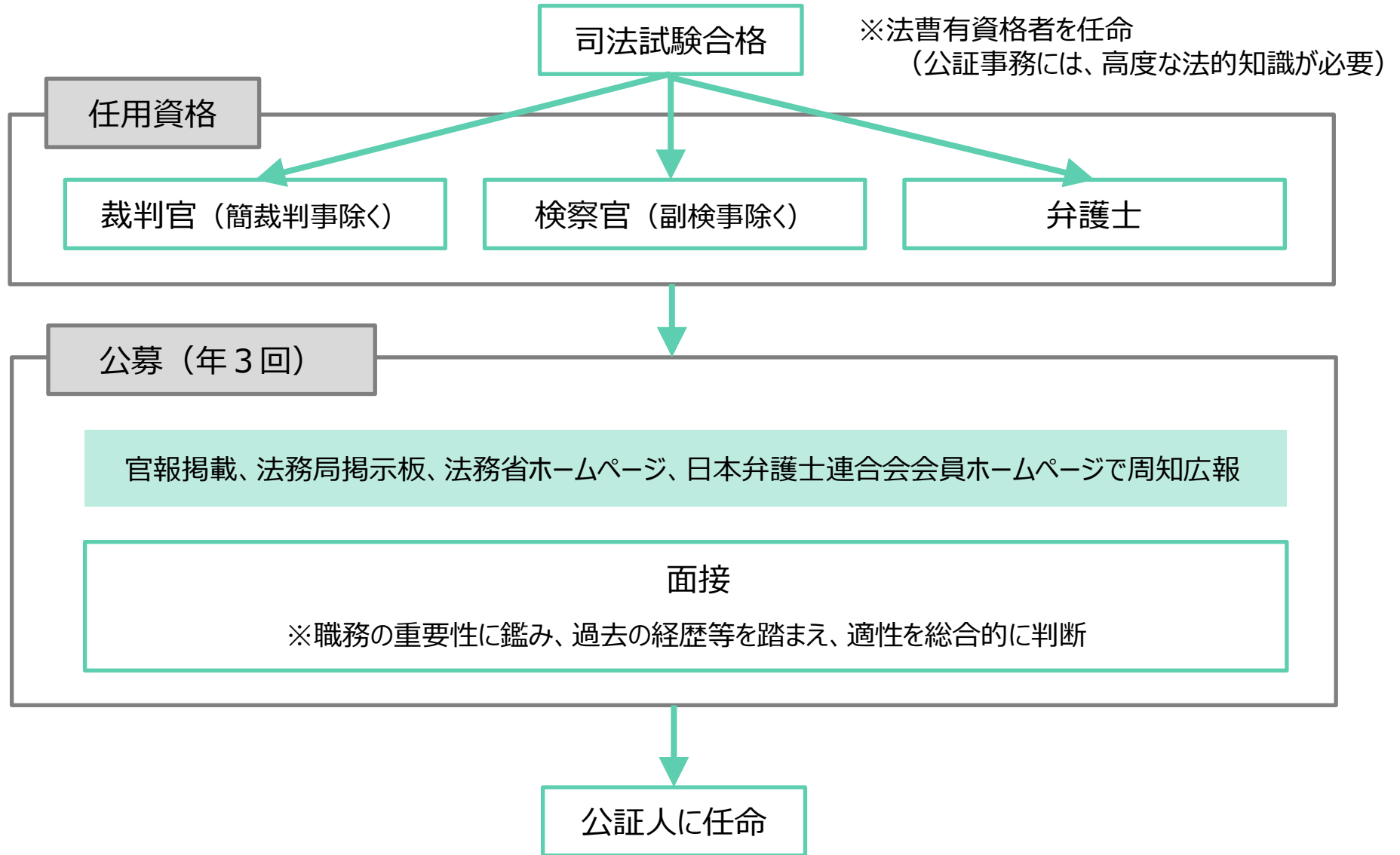
確定日付の付与（年間約31万件）

- 不動産賃貸借契約書、先発明であることを明らかにする文書などの証明力付与のために、広く活用
- 電子文書については、電子公証サービスを用いた、ウェブ上でのデジタル対応による確定日付の付与が可能

デジタル化の取組状況

- 平成元年 全国の公証役場で作成された遺言公正証書について、公証人専用の一元的な検索システムを構築
- 平成13年 ウェブ上での手続利用を可能とする電子公証制度（電子私署証書、電子確定日付の制度）を創設
- 平成14年 電子公証制度を拡充し、電子定款の認証サービスを開始
- 平成31年 定款・私署証書の認証手続について、公証役場に赴くことなくウェブ会議を用いた認証サービスを開始
- 令和4年 公証業務に関わる各種申立書等の押印を廃止
- 令和5年 公正証書のデジタル化（証書の電子化、ウェブ会議利用）を実現する改正公証人法が成立（R7度中に施行予定）

公証人の任命手続の流れ



※このほか、管轄区域内に公証人がいない場合等には、例外的に、多年法務に携わり、法曹有資格者に準ずる学識経験を有する者であって、検察官・公証人特別任用等審査会の選考を経た者を、公証人に任命することができる。

民間からの公証人への応募を増やすための取組

■ 公証人の採用状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
採用数 (法曹有資格者公証人全体)	36	48	42	43
採用数 (検事・判事以外の法曹有資格者)	1	1	1	2
応募数 (検事・判事以外の法曹有資格者)	3	1	2	6

※具体的な競合の例：検事と弁護士が競合して弁護士を任用、
裁判官と弁護士が競合して弁護士を任用

■ 民間からの採用の取組

<現在の取組>

- ・法務省ホームページへの掲載
- ・日本弁護士連合会会員ホームページへの掲載
- ・日本弁護士連合会への働きかけ・協議

<今後の取組>

- ・弁護士向け周知案内の充実や、全国の弁護士に対するヒアリング、アンケート調査を検討
- ・今後、応募を検討している弁護士への参考として、日本弁護士連合会会員ホームページに年間の平均的な手数料収入額の情報を提供することも検討

(提供する情報の例)

手数料収入額

全国平均	3,200万円程度
大規模都市	4,400万円程度
中規模都市	2,200万円程度
小規模都市	2,000万円程度

※役場維持費等の必要経費を除く前の金額